

平成27年9月30日裁決

主文

厚生労働大臣が平成○年○月○日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の4記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、亡A(以下「亡A」という。)に係る厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)に基づく老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)及び厚年法附則第8条の規定による、いわゆる特別支給の老齢厚生年金(以下「特老厚年金」という。)の加給年金額について、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正前の厚年法による未支給保険給付(以下「未支給保険給付」という。)として、加給年金の受給権発生以後の全期間について支給を求めるとのことである。

第2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人の母である亡Aは、昭和○年○月○日に60歳に達し、同日付で、特老厚年金の受給権者となり、同年○月から報酬比例部分の支給を受けていた。その後、平成○年○月○日に厚生年金保険の被保険者資格(以下「厚年資格」という。)を喪失し、同日付で年金額が改定され(厚年法第43条第3項、以下「退職改定」という。)、同年○月から国民年金法に基づく老齢基礎年金(以下、単に「老齢基礎年金」という。)及び老齢厚生年金の支給を受けていたが、平成○年○月○日に死亡した。
- 2 亡Aの配偶者であり、請求人の父である亡B(以下「亡B」という。)は、平

成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aが支給を受けていた、特老厚年金及び老齢厚生年金の加給年金額加算の対象者であるとして、厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届(以下「該当届」という。)を提出するとともに、亡Aの老齢厚生年金及び老齢基礎年金の未支給保険給付の請求を行った。

厚生労働大臣は、平成○年○月○日に、亡Bに対して老齢厚生年金及び老齢基礎年金部分の未支給保険給付を支払った。

亡Bは、亡Aの特老厚年金及び老齢厚生年金の加給年金額に係る未支給保険給付の支払を受けないまま、同年○月○日に死亡した。

- 3 請求人は、亡Bが、上記加給年金額の未支給保険給付の支払を受けないまま死亡したため、厚生労働大臣に対し、平成○年○月○日(受付)、国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金未支給【年金・保険給付】請求書を提出し、続いて、同年○月○日(受付)、不該当者を(亡)B、受給権者との続柄を配偶者、不該当となった日を平成○年○月○日、不該当となった事由を死亡とする、加算額・加給年金額対象者不該当届を提出した。

4 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、亡Aの平成○年○月分から平成○年○月分までの加給年金額のうち、時効により消滅した平成○年○月分から平成○年○月分までを除き、平成○年○月分から平成○年○月分までの国民年金・厚生年金保険未支給年金・保険給付119万2837円を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 5 請求人は、原処分が、平成○年○月分から平成○年○月分の未支給保険給付が時効消滅により支給されないとされたことを不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、請求人が、平成○年○月○日(受付)、審査請求書の「審査請求の趣旨及び理由」並びに「申立書」

(末尾添付の別紙1)、及び、平成〇年〇月〇日(受付)、再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」(同別紙2)に記載されているように、亡Aが平成〇年に年金手続をした時、社会保険事務所の受付担当者の、中高齢の特例についての認識不足により、厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)が20年に満たないから配偶者の加給年金額の支給を請求できないと説明されたために手続をしなかったのであり、もしそのような手続が必要である旨を伝えてもらえていれば、手続をしたはずであるから、原処分は取り消されるべきである、ということであると解される。

第3 問題点

年金額の計算の基礎となる厚年期間が240月以上である老齢厚生年金に限り、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額が加算されるが、亡Aのように昭和22年4月1日以前に生まれた女子については、35歳以後の厚年期間が15年(180月)以上あれば、上記240月以上の厚年期間の条件は不要とされている。また、亡Bのように大正15年4月1日以前に生まれた配偶者については、65歳未満という年齢条件は不要とされている(厚年法第44条第1項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第12条第1項第4号、同附則第60条第1項及び第61条)。

そして、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例に関する法律(平成19年法律第111号)による改正前の厚年法第92条第1項は、保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは時効によって消滅する旨規定し、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を定めている。本件にあっては、第2の1及び2に記載のとおり、亡Aに係る加給年金額の加算の開始時期は平成〇年〇月〇日

であり、亡Bが該当届を提出して加給年金を請求したのは同日から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であるから、この請求について上記の規定をそのまま適用すると、本件の加給年金額の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者は、このような場合について、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例としていることから、原処分もこれに倣った上で、支払期日ごとに発生する加給年金額の支給を受ける権利については、会計法の上記規定により、5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように本件の未支給保険給付のうち、平成〇年〇月以降分についてはこれを支給するが、同年〇月以前分のものとは支給権が時効により消滅しているとして、これを支給しないものとしたと認められ、原処分は、上記の関係法令やこれまでの行政措置に則ってなされたものといえることができる。

これに対し、請求人は、上記第2の5記載のとおり主張するのであるから、本件の問題点は、本件の未支給保険給付について、時効消滅分を除いた平成〇年〇月分から支給するとした原処分の妥当性如何である。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。
(1)~(4) (略)
- 2 請求人は、亡Aが平成〇年の年金手続の当時、〇〇社会保険事務所の受付担当者から、厚生年金に20年間加入していないから、加給年金の資格がないと言われたため、手続きが出来なかったと述べている。月数の不足分(5ヶ月分)を支払うと申し出たが却下されたとも述べている。また、平成〇年〇月に、亡Aの三女であるCが、社会保険事務所に、不足分を支払うと電話をしたが、却下されたと伝え聞いたとしている。そのため、社会保険事務所の受付担当者が、職務上、当然に必要とされている基礎的な知識と注意力があれば、平成〇年〇月から、加給年金が加算されていたのであるから、

時効を理由に加給年金を5年分しか支払わないのは不当であり、原処分は取り消されるべきである旨を主張している。

- 3 一件記録中には、平成〇年〇月当時、亡Aが受けた〇〇社会保険事務所受付担当者の説明内容等を確認する資料はなく、また、平成〇年当時は、退職改定の情報により、社会保険事務所が加給年金額の加算処理を進めていたわけでもないため、手続は、亡Aが自ら行う必要があったものである。受給権者が、窓口担当者に対して、受給する年金の内容を尋ねるのは極めて自然であり、窓口で提示された内容に沿って手続を行うのは当然の流れであるところ、加給年金額を受給できないとの説明を受ければ、それに従うのも当然の成り行きであり、請求人の陳述内容も具体的であって、不自然な点は窺えないことから、その内容は措信するに足るものであり、原簿に、加給年金対象者として配偶者情報が登録されていた可能性を考慮すると、窓口担当者としては、積極的に亡A自身から事情を聴取するなどして、亡Aの年金記録を精査した上で、正確な情報を的確に提供するよう注意する義務があったというべきである。

そして、亡Aの死亡後になって、請求人は加給年金の未支給給付に気付いているが、平成〇年の相談の際に、窓口担当者が亡Aの年金記録を精査して、正確な情報を的確に提供していたとすれば、亡Aが遅滞なく該当届を提出して加給年金の手続を行っていたことは推認に難くなく、亡Aの加給年金の手続が平成〇年まで遅延してしまったことと、窓口担当者の上記の義務違反との間には、相当因果関係があるということができ、行政手続においても類推適用されると解すべき信義誠実の原則に照らし、時効で消滅した平成〇年〇月以前分の未支給保険給付を支給せず、上記未支給分を除く未支給保険給付を支給するとした原処分は妥当ではないから、取消しを免れない。

- 4 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。